

平成25年度『街なか再生助成金』公募のお知らせ

この助成金は、街なかにおける市街地整備を行うための初動期の活動や、中心市街地活性化に資する取組み等を自発的に行う各種団体等の活動・事業に対し、(財)区画整理促進機構(街なか再生全国支援センター)が資金面で助成し、街なかの再生に寄与することを目的とします。

■助成対象

〔1〕 対象事業

街なかの再生に寄与する土地区画整理事業等の市街地整備を推進する初動期の取組みで以下の何れかに該当するもの(重複可)

- ①まちづくり構想・計画作成
- ②各種まちづくりのルール等の作成
- ③まちづくりを推進するための組織立上げ、組織の活動の推進(エリアマネージメントに関する検討等を含む)
- ④その他市街地整備の推進に寄与する初動期の取組み(講習会・視察・勉強会・専門家等の派遣・調査活動・会議資料の作成等を含む)

また、中心市街地活性化基本計画(旧法の計画含む)等の達成に寄与するために実施する、街の新たな魅力・可能性の発掘、資源(歴史的建造物等)の活用等に関する検討・活動等も対象とします。

〔2〕 対象団体

主にまちづくりに寄与する活動・運動・事業を行っている次の何れかの団体。但し、全国を対象としているグループは対象になりません。

- ①市街地整備を推進するための準備組合・勉強会・協議会等
- ②街づくりに関する活動を行う特定非営利活動法人
- ③中心市街地活性化協議会(法に定めるもの)、まちづくり会社等

〔3〕 目標と評価指標

申請に当たって、当該助成金の対象事業について、具体的な目標と事業完了後に目標の達成状況を把握するための目に見える評価指標を設定し、事業完了後は当該評価指標に基づく目標達成状況を報告する。

〔4〕 対象用途

活動・事業に必要な経費とし、他事業にも転用できるパソコン、カメラ等の耐久消費財(図書等を除く)、飲食費及び賃料等の経常経費への充当等は除きます。

■助成額

助成額は、1件あたり100万円を限度とします。(4~5件程度)なお、助成額は申請額から減額されて採択される場合もありますので、予めご了承ください。

■選考方法

助成の対象は「街なか再生助成選考委員会」が5月中に選考・決定します。

■対象期間

平成25年度末日迄。なお、複数年度にわたり継続して行う活動・事業も単年度毎の助成となりますが、翌年度以降の応募も可能です。(但し、翌年度以降の助成が約束されるものではありません。)

■申請方法

〔1〕 提出書類

- ①街なか再生助成金交付申請書(様式1)、②申請団体の概要(様式2)、③事業の内容(様式3)、④事業予算書(様式4)、⑤市町村の推薦状、⑥申請団体関係書類、⑦その他添付資料、⑧返信用封筒

※申請書(様式1～様式4)および市町村の推薦状(参考)は、Word形式およびPDF形式でダウンロードできます。

〔2〕 応募期間

平成25年2月1日～平成25年3月31日まで。

■選考結果

選考結果は5月中に書面にてお知らせします。決定通知を受けた団体は(財)区画整理促進機構と覚書を締結し、覚書締結後1ヶ月程度で助成金を交付します。

■活動事業報告

本助成金に係る取り組みは平成26年3月末日までに終了するものとし、活動報告書、事業決算書をまとめて、平成26年4月末日までに事務局に提出して下さい。活動報告書には活動内容(実績)、当初に設定した評価指標に基づく目標の達成状況と評価等を記載し、活動内容が分かる資料、活動状況を撮影した写真(10枚程度)、広報誌、領収書(コピー可)を添付して提出頂きます。

活動事業報告は当機構の機関紙やホームページで紹介する場合があります。掲載に際して資料提供等の協力をお願いすることがあります。また、事業完了後一定期間後に事業効果が発現すると考えられるものについては、その際に改めてヒアリングや資料提供をお願いする場合があります。

■申請から助成金交付までの流れ

平成25年2月1日～平成25年3月31日	助成金公募受付
平成25年5月	選考
平成25年5月	決定通知
平成25年5月	覚書の締結 覚書締結後、1ヶ月程度で助成金を交付
平成26年4月末日	活動報告書を提出

詳細につきましては、「街なか再生全国支援センター」のホームページをご参照下さい。

(<http://www.sokusin.or.jp/machinaka/index.html>)

埼玉県との意見交換会実施の報告

平成25年2月7日（木）、埼玉県並びに県下各市町と当機構民間事業者研究会による意見交換会が「あけぼのビル」内会議室にて開催されました。埼玉県からは市街地整備課から4名、県内からは18市町30名が出席され、民間事業者研究会からは7社7名が出席し、民間事業者研究会の前年度活動概要の報告と今年度活動の中間報告を行いました。

報告後、官民連携による市街地整備について活発な意見交換が行われました。



▲意見交換会の様子

平成24年度第7回民間事業者研究会分科会開催の報告

平成25年2月21日（木）、当機構民間事業者研究会の平成24年度第7回分科会が開催され、包括委託スキーム検討として、官民の役割分担とメリット、運用上の留意点についてそれぞれ整理検討が行われました。また、活動報告書（案）の構成についても検討が行われました。



「直接施行に関する相談会2」開催の報告

平成25年2月22日（金）、「直接施行に関する相談会2」が当機構会議室にて開催されました。当日は当機構登録専門家の日本測地設計（株）技術顧問 大高克則氏をアドバイザーに迎え、要請のあった4団体11名の方から相談を受けました。なお次回の「直接施行に関する相談会」は平成25年度夏ごろの開催を予定しております。



▲相談会の様子

平成24年度第10回民間事業者研究会幹事会開催の報告

平成25年2月27日（水）、当機構民間事業者研究会の平成24年度第10回幹事会が開催され、分科会活動の経過報告と次年度活動テーマ及び総会日程の検討が行われました。また、土壌汚染対策法に関するヒアリングについて報告されました。



平成24年度民間事業者研究会講演会開催の報告

平成25年2月27日（水）、当機構民間事業者研究会の講演会が開催され、横浜市役所都市整備局戸塚駅周辺開発事務所の大熊美智子様より、「戸塚駅前地区中央土地区画整理事業の概要について」と題して同地区の事業概要や特徴、推進方策等についてご講演いただきました。講演後、既成市街地での事業推進方策について活発な質疑応答が行われました。



▲講演会の様子